



2023年10月6日

各位

会社名 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮地 広志
(コード番号 6573 グロース)
問合せ先 取締役 CFO 川上 元樹
(TEL 03-6435-7130 (代表))

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2022年9月30日付「改善計画・状況報告書」の公表について」の別紙及び2023年6月20日付「改善計画の進捗状況について」の別紙にてお知らせしましたとおり、責任の所在を明確化することも再発防止の一環をなすものと考え、不適切な会計処理に関与した役職員への責任追及を行う方針であります。本日開催された当社取締役会において、東京地方裁判所に対し、当社の元代表取締役を含む8名に対して損害賠償請求訴訟を提起することといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 : 東京地方裁判所
- (2) 提訴年月日 : 2023年10月6日

2. 訴訟を提起した者 (原告)

- (1) 名称 : アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
- (2) 所在地 : 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号 江戸見坂森ビル4階
- (3) 訴訟における代表者 : 元代表取締役及び元取締役に対する訴訟においては監査等委員である
野口敦司
それ以外においては現代表取締役である宮地広志

3. 訴訟を提起した相手

- (1) 当社元代表取締役社長
- (2) 当社元取締役

- (3) 当社元監査役
- (4) 当社元監査役
- (5) 当社元監査役
- (6) 当社元経理担当従業員
- (7) 当社元管理部部長
- (8) 当社元営業部部長

4. 訴訟内容

- (1) 訴訟内容 : 任務懈怠責任に基づく損害賠償請求訴訟等
- (2) 請求金額 : 864,738,290 円 (訴訟を提起した8名に連帯した請求金額)

5. 訴訟の提起に至った経緯及び理由

当社は、2021年5月12日付「不適切な会計処理及び支出についての調査による2021年12月期第1四半期決算発表の延期のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、不適切な支出及び不適切な会計処理があることを外部監査人により指摘を受け、外部専門家を含む第三者委員会（以下、「前回第三者委員会」といいます。）を設置し全容解明に向けて調査をいたしました（以下、「前回事案」といいます。）。前回第三者委員会より最終調査報告書を受領し、過年度決算の訂正を行うとともに、最終調査報告書に基づいた再発防止策の徹底に努め、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様の信用回復に努めておりました。

しかしながら、その後に外部からの指摘により改めて社内調査を行った結果、当社台湾子会社における過去の取引や、その他当社における過去の売上・費用の計上時期について不適切な会計処理がなされたという新たな疑義を2022年1月に認識するにいたりました。このため当社は、上記の疑義について全容解明を図るため、2022年2月1日に外部の有識者により構成された第三者委員会（以下、「今回第三者委員会」といいます。）の設置を決議し、当該第三者委員会による調査を開始いたしました。

今回第三者委員会の調査は、当初2018年12月期から2020年12月期までの取引を調査対象としておりましたが、上記以外の期にも不適切な会計処理の疑義がある取引が散見されたため、3月上旬から第三者委員会が調査範囲を拡大し、2016年12月期から2021年12月期第1四半期までを調査対象とし、調査を実施いたしました。その結果、2022年4月11日付で第三者委員会から調査報告書を受領し、同日中にこれを公表するにいたりました。

他方、当社では、上記、今回第三者委員会の調査を踏まえて、過年度の訂正有価証券報告書と訂正四半期報告書を適切に訂正した上で2021年12月期有価証券報告書を提出する必要性を認識し、当該第三者委員会調査終了後可及的速やかに訂正有価証券報告書・訂正四半期報告書を提出する予定でありましたところ、今回第三者委員会調査が2022年3月31日まで終了することが見込まれなかったため、同日、関東財務局に対して同年4月28日を延長後の期限とする旨の提出期限承認申請書を提出し、これについて承認されました。

このような経緯により、上記の今回第三者委員会調査報告書公表後、2022年4月28日の提出に向け

て決算修正と開示資料の作成を進めてまいりました。しかしながら、当社の IR・経理人員の不足による作業の遅延や、当社の会計監査人との間での過年度決算における会計処理や今回第三者委員会から指摘された会計処理、2021年12月期決算における引当金・減損損失の計上等の指摘が多岐にわたっており、それらの指摘についての協議や当社側での指摘事項を反映させた決算修正資料・開示資料の作成に時間を要してまいりました。当社は、可能な限りの IR・経理人員の増強を図り作業の迅速化に取り組んできたものの、2022年4月28日までに監査法人の監査報告書（過年度の訂正有価証券報告書の監査報告書や訂正四半期レビュー報告書を含む）を受領できず、2021年12月期有価証券報告書を提出できない見込みとなりました。

これを受けて、当社株式は2022年4月28日に東京証券取引所から監理銘柄（確認中）に指定され、2022年5月16日までに2021年12月期有価証券報告書が提出できなければ整理銘柄へ指定され上場廃止となることとなりました。当社は、2022年5月16日までに2021年12月期有価証券報告書を提出することはもとより、可能な限り早い時点での提出を行うため、2022年5月11日を新たな提出予定日と公表し、これに向けて監査法人とともに決算修正・開示資料の作成を進めてまいりました。

以上の結果、当社は2022年5月11日に過年度の決算短信等の訂正及び有価証券報告書等の訂正報告書の提出を行いました（以下、「今回事案」といいます。）。更には、当社は、2022年12月13日付「金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ」にてお知らせしましたとおり金融庁より6,925万円の課徴金の納付命令を受け、翌年2月にこれを納付いたしました。

当社は、前回事案及び今回事案の決算訂正に係る費用、前回第三者委員会及び今回第三者委員会の調査費用、上場契約違約金、課徴金等の支出を余儀なくされ、多額の損害を受けました。そこで当社は、調査報告書が認定した各事実を前提としつつ、現時点で発生している主要な損害について、被告らの責任を追及するため、損害賠償請求をすべく本件訴訟の提起に至りました。

6. 今後の見通し

本件訴訟の提起に係る訴訟事件の進捗につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。また、本件訴訟が当社の業績に与える影響につきましては、今後公表すべき事項が判明した時点で速やかにお知らせいたします。

以上